

社会保険離脱(資格関係)証明書

1. 被保険者（本人）が資格喪失した場合には、「被保険者（本人）欄」と「A・B・C・D・E欄」を記入してください。ただし、被扶養者（家族）がいない場合はE欄の記入は不要です。

被 保 險 者 （ 本 人 ）	下記 A欄 の者は、健康保険・厚生年金保険の資格を							
	<table><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>取得</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>喪失（退職日の翌日）</td></tr></table> } したことを証明します。	年	月	日	取得	年	月	日
年	月	日	取得					
年	月	日	喪失（退職日の翌日）					

2. 被扶養者（家族）の認定または認定を抹消した場合は、「被扶養者（家族）欄」と「A・B・D・E欄」を記入してください。

被 扶 養 者 （ 家 族 ）	下記 E欄 の者は、							
	<table><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>健康保険の被扶養者として認定</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>健康保険の被扶養者として認定を抹消</td></tr></table> } したことを証明します。	年	月	日	健康保険の被扶養者として認定	年	月	日
年	月	日	健康保険の被扶養者として認定					
年	月	日	健康保険の被扶養者として認定を抹消					
※「被扶養者として認定を抹消された日」は、就職をした場合は就職日、離婚等の場合はその日、死亡の場合は死亡日の翌日を記入してください。								

年 月 日 作成

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電 話 番 号

()

担当者

A	被保険者 (本人)	(ふりがな) (氏 名)		年 月 日		男・女	
	住 所						
B	健康保険の 記 号 番 号	記 号	番 号	C	基礎年金番号 (10 ケタ)	—	
D	保 険 者 名	全国健康保険協会 支部		健康保険組合		共済組合	
	保険者番号						
E	被 扶 養 者 (家 族)	氏 名	生 年 月 日		性別	続柄	備 考
			年 月 日		男・女		
			年 月 日		男・女		
			年 月 日		男・女		
			年 月 日		男・女		

◎国民健康保険・国民年金の加入手続をするときは、この証明書のほかに下記のものがが必要です。

国民健康保険の加入

- ・マイナンバー通知カードまたは個人番号カード
- ・身分証明（顔写真入りのもの）
- ・印鑑

国民年金の加入

- ・印鑑
- ・年金手帳（配偶者の方も加入する場合には、2人分の年金手帳）

★この手続は、届出の事由が生じてから14日以内に、住所地の市町村の窓口にて行うことになっております。

事業主のみなさま

従業員の方の国民年金・国民健康保険の 手続きにご協力をお願いします

事業主の皆様には、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、年金制度と健康保険制度は、皆年金・皆保険となり、国民はなんらかの公的年金・公的保険に加入する仕組みになっています。

会社に就職したときなどは、下記のような手続きが必要となります。

この手続きを本人が速やかに行えるよう裏面の「社会保険離脱（資格関係）証明書」様式を作成しました。貴社に就職又は退職された方や被扶養者に異動があった方については担当の方が記入され、本人へ手渡していただくようお願いします。また、本人に下記の手続きをされるようご説明のほど、ご協力をお願いします。

なお、この用紙は社会保険事務所、市役所、町村役場の窓口を用意してありますが、コピーしたものを使用することもできます。

記

手続き

※この手続きは 14 日以内に行ってください。

就職したときの手続き

就職する前、国民年金の第 1 号被保険者だった人
就職する前、国民健康保険の被保険者だった人

国民年金の資格喪失の手続き
国民健康保険の資格喪失の手続き

退職したときの手続き

退職後、国民年金の第 1 号被保険者になる人
退職後、国民健康保険の被保険者になる人

国民年金の加入の手続き
国民健康保険の加入の手続き

被扶養者となったときの手続き

（配偶者が就職したことにより
被扶養者となった場合も含む）

扶養認定前、国民年金の第 1 号被保険者だった被扶養配偶者
扶養認定前、国民健康保険の被保険者だった人

国民年金の資格喪失の手続き
国民健康保険の資格喪失の手続き

被扶養者でなくなったときの手続き

（配偶者が退職したことにより
被扶養者でなくなった場合も含む）

扶養抹消後、国民年金の第 1 号被保険者になる被扶養配偶者
扶養抹消後、国民健康保険の被保険者になる人

国民年金の加入の手続き
国民健康保険の加入の手続き

手続き先

住所地の市役所、町村役場の国民年金・国民健康保険担当課